

## 附属機関の運営等

### 千葉県行政組織条例（抄）

（会長及び副会長）

**第30条** 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によつてこれを定める。

2項、3項（略）

4 副会長が置かれていない附属機関（千葉県障害者介護給付費等不服審査会を除く。）にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

（会議）

**第32条** 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2項、3項（略）

（部会）

**第33条** 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4項、5項（略）

6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもつて当該附属機関の議決とみなすことができる。（略）

7項（略）

（会議の運営等）

**第34条** この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。